

広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、広島市省エネ機器導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の措置を講ずることにより、電気料金等が高騰する中で、中小企業者等における省エネを支援し、地域の脱炭素化を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項各号に規定する事業を行い、法人税に係る確定申告を行っており、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下である特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（同条第3項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。）
- (2) 事業所 工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (3) 第1次募集 令和4年度12月補正予算において措置したものをいう。
- (4) 第2次募集 令和5年度6月補正予算において措置したものをいう。
- (5) 第3次募集 令和5年度12月補正予算において措置したものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市内に事業所を有する中小企業者等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者に該当しないものとする。
- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (4) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (6) 補助金の交付を受けようとする事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている者
 - (7) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象機器)

第4条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、本市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であって、別表に掲げるもの（未使用品に限る。）とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、補助対象者が、補助対象機器の導入に取り組むための事業であって、既存の機器を更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 交付決定前に当該機器の導入に係る工事契約等を締結しているもの。
- (2) 補助対象事業と同一の事業において、国や他の地方公共団体が行う補助金等が交付された又は交付される見込みのあるもの。
- (3) 既に補助金が交付された補助対象者が実施するもの。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、機器購入費及び工事委託費とする。

2 補助対象経費のうち、次に掲げるものは補助対象外とする。

- (1) 租税公課
- (2) 各種保証・保険料、振込手数料等
- (3) 既存機器の処分に係る費用
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいもの。

(補助金の額及び算定方法)

第7条 補助対象者に交付できる補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に4分の3を乗じて得られる額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得られる額）とし、1,000万円を限度とする。

(補助金の交付)

第8条 市長は予算の範囲内において、補助対象者に補助金を交付する。

(交付申請)

第9条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 法人の履歴事項全部証明書又は組合の定款（法人又は組合の場合に限る。）
- (3) 直近の確定申告書、又は提出できないやむを得ない事情がある場合は事業の実施に係る認可許可証若しくは個人事業の開業届出書（個人又は特定非営利活動法人の場合に限る。）
- (4) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (5) 非補助対象者ではない旨の誓約書（第3号様式）
- (6) 本市内に存する事業所の所在地が確認できる書類
- (7) 納税証明書（市税の滞納がないことを証明する書類）
- (8) 事業計画書及び機器の詳細計画書（第4号様式）
- (9) 収支予算書（第5号様式）
- (10) 工事見積書の写し（2社以上）
- (11) 位置図、平面図及び整備の内容が分かる図面
- (12) 工事着工前の該当箇所の写真

- (13) 導入機器の規格や型式及び製造番号等が分かるカタログ等の資料
- (14) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。ただし、申請の受付を終了した日から交付決定までの間に事業内容の変更等により補助対象経費が増額した場合は、当初の申請書に記載の補助申請額を上限とする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により、不交付を決定した場合は広島市省エネ機器導入支援事業補助金不交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、交付決定に次の条件を付すものとする。
 - (1) 規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 広島市が実施する立入検査に協力すること。
 - (3) 規則及び広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (4) その他市長が必要と認める条件

(交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 交付対象者が第3条に規定する補助対象者でなくなったとき。
 - (2) 市長が前条第3項に基づき付した条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときで、既に交付済みの補助金がある場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(変更等の承認等)

- 第12条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広島市省エネ機器導入支援事業変更等承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項の規定による申請をするときは、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 変更事業計画書及び機器の変更計画書（第10号様式）
 - (2) 変更収支予算書（第11号様式）
 - (3) 変更する内容が分かる工事見積書の写し（整備内容や金額に変更がある場合に限る。）
 - (4) 変更する内容が分かる図面及び写真（整備内容に変更がある場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - 3 市長は第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業変更の承認又は不承認を決定するものとする。ただし、補助金の額について、交付決定額以上に変更することはできないもの

とする。

- 4 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は条件を付し、その交付決定の内容を変更することができる。
- 5 市長は、第3項の規定により事業変更の承認を決定した場合は広島市省エネ機器導入支援事業変更等承認通知書（第12号様式）により、不承認を決定した場合は広島市省エネ機器導入支援事業変更等不承認通知書（第13号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（実績報告等）

第13条 第1次募集及び第2次募集の交付対象者にあつては、事業完了の日から40日以内又は令和5年12月28日のいずれか早い日までに、第3次募集の交付対象者にあつては、事業完了の日から40日以内又は令和6年12月20日のいずれか早い日までに、広島市省エネ機器導入支援事業実績報告書（第14号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び機器の詳細報告書（第15号様式）
- (2) 収支決算書（第16号様式）
- (3) 工事請負契約書又は請求書の写し
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) 工事前後の該当箇所の写真及び図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付額確定通知書（第17号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを交付対象者に命じ、又は当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条第1項の通知書を受けた交付対象者は、速やかに広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付請求書（第18号様式）に補助金の振込先が確認できる書類の写しを添えて、市長に補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の支払）

第16条 市長は、前条の規定による請求があつたときに、交付対象者に補助金を交付するものとする。

（エネルギー使用量の報告）

第17条 市長は、交付対象者に対し、事業完了の日から1年間のエネルギー使用量を記録させ、下表に記載する日のいずれか早い日までに、広島市省エネ機器導入支援事業エネルギー使用量報告書（第19号様式）の提出を求めることができる。

区分	提出期限
第1次募集及び第2次募集	事業完了の日を起算日として1年が経過した日から40日以内又は令和7年1月31日
第3次募集	事業完了の日を起算日として1年が経過した日から40日以内又は令和8年1月30日

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 申請者及び交付対象者は、第9条の規定に基づく交付申請、第12条第1項の規定に基づく事業変更等承認申請、第13条の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく交付請求、又は前条の規定に基づくエネルギー使用量の報告については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年7月19日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

別表 補助対象機器 (第4条関係)

区分	補助対象機器	補助要件
ユーティリティ設備	高効率空調	既存機器を更新する場合であって、経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C) 指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
	業務用給湯器	
	高性能ボイラ	
	高効率コージェネレーション	
	変圧器	
	冷凍冷蔵設備	
	産業用モータ	
	制御機能付きLED照明器具	
	産業ヒートポンプ	
	高効率照明	既存機器を更新する場合であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明(トップランナー基準を達成したLED照明)
生産設備	工作機械	既存機器を更新する場合であって、経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C) 指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
	プラスチック加工機械	
	プレス機械	
	印刷機械	
	ダイカストマシン	